

平成26年12月25日裁決

## 主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、健康保険法(以下「法」という。)による療養費の支給を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、健康保険の被保険者であるところ、両外反母趾、両扁平足(以下、併せて「本件請求傷病」という。)の治療のため、両靴型装具(以下「本件装具」という。)を製作し、それに要した費用について、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会(以下「保険者」という。)〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、療養費の支給を請求した。
- 2 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「治療上必要な装具とは認められないため」という理由により、療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当審査会の判断

- 1 健康保険では、傷病の治療に関しては、療養の給付(いわゆる現物給付)を原則とし、現金給付である療養費の支給については、療養の給付で果たすことのできない部分を補完するものとされており、療養費の支給対象となる治療用装具の範囲について、保険者は、従来から疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲のものに限って療養費の支給を行ってきており、単に日常生活における利便性のためなどの一時的な使用目的のためと

いったものは、支給対象としていない。

- 2 そこで検討するに、請求人は第2の1及び2に記載した事実のほか、a病院(以下「a病院」という。)作成の診療報酬明細書(平成〇年〇月分及び平成〇年〇月分)によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に、a病院を1日だけ受診し、左右足趾単純撮影(デジタル撮影)を受けて本件請求傷病と診断され、治療装具採型を受けたが、2年後の平成〇年〇月〇日に、a病院を1日だけ受診し、左右足趾単純撮影(デジタル撮影)を受けて本件請求傷病と診断され、治療装具採型を受けている。また、a病院・A医師作成の証明書(平成〇年〇月〇日受付)(以下「本件証明書」という。)によれば、疾患名には本件請求傷病が掲げられた上で、本件請求傷病治療のため、平成〇年〇月〇日に本件装具の装着の必要を認め、同年〇月〇日に装着を確認したことが認められ、さらに、審査請求時に提出された本件証明書をみると、A医師は、本件証明書の余白に同年〇月〇日付で、「症状は、継続しているので、現在の段階で装具の装着を中止すると(装具療法により痛みは改善傾向にある為、症状は固定していません。)悪化する可能性があるため、装具の継続的な装着を要すると思われる。」と付記していることが認められる。そうして、保険者の照会に対するA医師作成の同年〇月〇日付「治療用装具の装着について(回答)」と題する書面によると、本件装具の仕様詳細は「B-2採型、患足短靴特殊靴」であり、初診年月日及び採型年月日は、いずれも平成〇年〇月〇日とされ、装着・適合等確認年月日は同年〇月〇日とされ、装具が必要である症状には、変形が著しく、歩行に支障を来しているためとされ、装着により得られる治療効果は、疼痛の改善と歩容の改善が期待でき、前回、靴型装具を修理した平成〇年〇月以降、治療のため請求人に対し、入浴時に母趾内顆筋のストレッチを毎日施行することを指示してきた旨が記載されている。なお、

A医師は、再審査請求代理人として、再審査請求時に、請求人にかかる足指部レントゲン写真を提出し、加えて、請求人の足は典型的な外反母趾であり、痛みのある典型的な外反母趾に対し、アーチのあるフットベッド、前足部にゆとりもたせ、中足骨を締めた靴型装具の処方は適切な治療であり、「両靴型装具によって痛みを緩和している」この1点の事実だけをとりもっても療養費適用の判断材料であると主張している。

整形外科的観点から本件請求傷病をみると、長時間の靴（特に先のとがったハイヒールなど足先端に体重がかかる構造のもの）、靴下の着用習慣など生活様式の変化によって、第2次大戦後に急速に増加傾向にあり、発病は圧倒的に女性に多く、家族内に高頻度発生がみられる10歳代に発症するタイプ、40歳代以降中年期に発症するタイプが知られている。治療は、保存的に矯正体操や装具療法を行うが、変形がある程度進行したものに対しては効果がなく、数多くの手術療法が行われ、軟部組織で矯正する法、中足骨頸部で骨切を行う法、中足骨基部で骨切を行う法、基節骨の一部切除する法、人工関節置換などが有効とされている。

以上みてきたように、請求人の本件請求傷病は、中年期発症に属するタイプで、既に著しい足趾骨の変形が形成されており、矯正体操、装具療法による効果も限定的と認められるものの、実際の整形外科臨床領域では、根治的な手術による療法を受け入れることはむしろ少なく、多く本件の場合を含め、治療効果が限定的ながら保存的療法による治療が継続される場合が少なくない現状にある。本件の場合、正確に採型された治療用靴型装具の装着により、実際に疼痛が軽減され、歩容が改善し、頻回の受診や長期の薬物療法を必要としない程度に寛解していることを考慮すると、本件装具の装着による治療効果が認められることから、本件請求傷病の治療上必要な装具と認めるの

が相当である。

- 3 そうすると、原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。